

令和7年度 長期高度人材育成コース

<2年コース>

美容師養成科

秋田県理容美容専門学校〔2年課程〕の美容科の学生として、**美容師**（国家資格）の取得に必要な知識・技能を習得します！



訓練期間	令和7年4月10日(木) ~ 令和9年3月中旬 ※秋田県理容美容専門学校のカリキュラムによる
訓練施設	秋田県理容美容専門学校(秋田市千秋明德町 4-53)
訓練内容	秋田県理容美容専門学校のカリキュラム・学則により実施
受験料	無 料
受講料	無 料 ※ただし、テキスト代・補助教材費等、1年次310,000円、2年次150,000円程度の自己負担あり(入学時・進級時に納付。学年により異なります)
募集定員	4名
選考試験	令和7年3月19日(水)10:00から (9:50までに入室し着席すること) 試験会場:秋田県理容美容専門学校(駐車場は利用不可) 当日持参するもの:筆記用具、上履き 受験票は当日に本人に配付
選考方法	書類審査・面接による総合判定
受講資格	裏面の応募条件、受講資格をお読みください。
その他	詳細は、秋田県理容美容専門学校の 学生募集要項 (公共職業訓練応募者用)をご確認ください。 ※当該訓練は、国・県予算の審議状況等により実施されない場合もありますので、予めご了承ください。

〔申し込み受付期間〕 **令和7年1月6日(月)~ 令和7年3月7日(金)**

*** 注意 *** 秋田県理容美容専門学校の募集期間とは異なります。

受講希望の方は住所を管轄するハローワークにお申し込みください

主催 秋田県立秋田技術専門学校

〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄 4-53

TEL 018-895-7167 FAX 018-895-7061



〈裏面もご覧ください〉

受講生募集

応募条件 次のいずれにも該当する方

- ・ハローワークに求職申込みをしている概ね55歳未満の方
- ・直近の就業形態において有期労働契約などによる非正規雇用労働者など、就業経験において不安定就労の期間が長いことや、安定就労の経験が少ないことにより能力開発機会が乏しかった方又は出産・育児等により長期間離職していた女性等
- ・秋田県理容美容専門学校を修了し、美容師の資格を取得する明確な意思を有する方
- ・正社員就職を強く希望する方
- ・秋田県理容美容専門学校の出願資格に該当する方（高等学校卒業以上、または高等学校卒業程度認定試験に合格した者）
- ・ハローワークにおける職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受け、職業経験の棚卸し及び職業生活設計等の結果、当該訓練の受講が必要と認められる方

受講資格 次のいずれにも該当する方

- ・秋田県理容美容専門学校の選考試験に合格し、ハローワーク（公共職業安定所長）の受講指示、受講推薦又は支援指示を受ける予定の方
- ・訓練の出席と、訓練修了後直ちに就職が可能な健康状態・環境にある方

修了要件 次のいずれにも該当する方

- ・訓練時間（授業時間）の80%以上を出席していること。
- ・秋田県理容美容専門学校美容科の卒業が認められ、美容師の資格取得が確定していること。

留意事項

- ・本講座は、受験料、入学金、学納金が免除される他、雇用保険受給資格者で受講指示を受けられた方は、雇用保険の基本手当、受講手当（上限40日間）、通所手当が訓練修了まで（2年間）受給出来ます。
また、雇用保険受給資格者以外の方で、一定の要件を満たす場合は「職業訓練受講給付金」が支給される制度があります。
- ・以下の事項に該当する場合、退校処分となることがあります。
 - ①学校及び秋田技術専門校の職員の指示に従わない等、訓練の運営の規律を乱した場合
 - ②欠席、遅刻及び早退が著しく多いなど訓練生として相応しくない場合
 - ③訓練修了後直ちに就職する意思がない場合（進学・留学等を希望する場合も含む）
 - ④訓練の修了又は修了要件として設定している資格の取得が見込まれない場合
 - ⑤修了要件として設定している資格の取得を訓練計画に沿わず個人で行い、合格した場合など、訓練を受講継続する必要性が無いと認められる場合
 - ⑥ハローワーク（公共職業安定所長）による受講指示、受講推薦又は支援指示の取消しが行われた場合
- ・自家用車での通学はできません。
- ・本講座では、通常入学者と同様の授業を受けていただきます。

各種お問合せ先

- ①応募内容、募集方法に関すること・・・・・・管轄するハローワーク
- ②訓練内容、費用等に関すること・・・・・・秋田県理容美容専門学校 ⇒
TEL018-833-6360
- ③募集、選考、その他に関すること・・・・・・秋田県立秋田技術専門校
TEL018-895-7167

